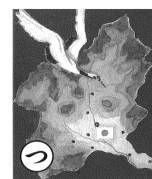




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年11月2日（金） 第9648号

■ 目 次

|                                  | ページ |
|----------------------------------|-----|
| <b>規 則</b>                       |     |
| ○群馬県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課） | 2   |
| <b>告 示</b>                       |     |
| ○土壌汚染対策法による区域指定（環境保全課）           | 6   |
| ○道路の区域変更（道路管理課）                  | 6   |
| <b>入 札 公 告</b>                   |     |
| ○一般競争入札の実施（小児医療センター）             | 6   |
| <b>落 札</b>                       |     |
| ○落札者等の決定（中央児童相談所）                | 9   |

規則

群馬県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年十一月二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第六十六号

群馬県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県屋外広告物条例施行規則(昭和四十四年群馬県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「基準は、」の下に「別表第五及び」を加える。

第三十一条第二項中「第二十五条」の下に「、別表第一の二」を加える。

別表第一の二の一の項中「(一)から(四)」を「(一)から(四)」に改め、同項中(四)を(五)とし、その前に次のように加える。

(四) 町道五千八百八十一号のうち吾妻郡東吾妻町大字岩下字春日地内の一般国道百四十五号との交点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

別表第一の二の一の項中(四)を(五)とし、同項(五)中「まで」の下に「及び当該交点から高崎方面百メートルまで」を加え、同項中(五)を(六)とし、(六)から(七)までを(七)から(八)までとし、(八)を(九)とし、その前に次のように加える。

(七) 県道伊香保村上線のうち吾妻郡東吾妻町大字岡崎地内の県道渋川東吾妻線との交点から前橋市方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

別表第一の二の一の項中(五)を(六)とし、(六)から(七)までを(七)から(八)までとし、同項(八)中「交点から」の下に「北側方面百メートルまで及び当該交点から」を加え、同項中(九)を(十)とし、(十)から(十一)までを(十一)から(十二)までとし、(十二)の次に次のように加える。

(四) 一般国道百四十五号のうち吾妻郡東吾妻町大字松谷字新井二百十八番一地从前同郡長野原町大字与喜屋字長畝二百三十四番三地先までの区間の道路の中心線から両側三百メートル以内の区域

別表第一の二の一の項に次のように加える。  
(四) 一般国道百四十五号のうち吾妻郡東吾妻町大字松谷字新井地内の一般国道百四十五号との交点から南側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(五) 町道五千三百三十五号のうち吾妻郡東吾妻町大字松谷字新井地内の一般国道百四十五号との交点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(六) 一般国道百四十五号のうち吾妻郡東吾妻町大字松谷字長坂地内の一般国道百四十五号との交点から同町大字松谷字二本木地内の一般国道百四十五号との交

点までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(五) 一般国道百四十五号のうち吾妻郡東吾妻町大字松谷字二本木地内の一般国道百四十五号との交点から東側方面百メートルまで及び当該交点から西側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(六) 町道五千二百八十四号のうち吾妻郡東吾妻町大字松谷地内の一般国道百四十五号との交点から南側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(七) 県道川原畑大字川原畑地内の一般国道百四十五号との交点から南側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(八) 一般国道百四十五号のうち吾妻郡長野原町大字川原畑字二社平地内の一般国道百四十五号との交点から同町大字川原畑字三平地内の一般国道百四十五号との交点までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(九) 町道一―二号線のうち吾妻郡長野原町大字川原畑地内の一般国道百四十五号との交点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(十) 町道川原畑線のうち吾妻郡長野原町大字川原畑字石畑地内の一般国道百四十五号との交点から同町大字川原畑字上ノ平地内の一般国道百四十五号との交点までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(十一) 吾妻郡長野原町大字林地内の一般国道百四十五号と一般国道百四十五号との連絡路のそれぞれの中心線から両側百メートル以内の区域

(十二) 県道林岩下線のうち吾妻郡長野原町大字林字立馬地内の一般国道百四十五号との交点から南側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(十三) 県道林長野原線のうち吾妻郡長野原町大字林字立馬地内の一般国道百四十五号との交点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(十四) 町道三―七号線のうち吾妻郡長野原町大字横壁地内の一般国道百四十五号との交点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(十五) 町道三―七号線のうち吾妻郡長野原町大字横壁字山根地内の一般国道百四十五号との交点から南側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(十六) 一般国道四百六号のうち吾妻郡長野原町大字横壁字西久保地内の一般国道百四十五号との交点から北側方面百メートルまで及び当該交点から南側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

(十七) 県道長野原草津口停車場線のうち吾妻郡長野原町大字長野原字久々戸地内の一般国道百四十五号との交点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

別表第一の二の一の項備考中「(四)」を「(五)」に改める。

別表第一の二の二の項中「三の項」を「第十条第三項に掲げる基準及び四の項」に改め、同表三の項を次のように改める。

三 条例第十六条に係る特例基準

(一) 別表第五の一の項の基準の特例(四の項(一)の表下欄口の場合に限る。)

|            |            |
|------------|------------|
| 五十平方メートル以下 | 広告物等の総表示面積 |
|------------|------------|

(二) 別表第五の二の項の基準の特例(四の項(一)の表下欄口の場合に限る。)

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| 建築物の延べ面積               | 広告物等の総表示面積   |
| 二千平方メートル未満             | 五十平方メートル以下   |
| 二千平方メートル以上五千平方メートル未満   | 七十五平方メートル以下  |
| 五千平方メートル以上一万平方メートル未満   | 百平方メートル以下    |
| 一万平方メートル以上一万五千平方メートル未満 | 百二十五平方メートル以下 |
| 一万五千平方メートル以上           | 百五十平方メートル以下  |

別表第一の二に次の一項を加える。

四 条例第二十條第一項に係る特例基準

(一) 許可共通基準の特例

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広告物等の種類 | 特例基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 全ての広告物等 | 一の項の(一)から(四)までに規定する区域内において、それぞれ同項の(一)から(四)までに規定する道路又は連結路に向けて広告物等を表示し、又は設置してはならない。ただし、次に掲げる場合(別表第七に掲げる許可共通基準に適合する場合に限る。)(一)は、この限りでない。イ 主として一の項の(一)から(四)までに規定する道路又は連結路以外の道路又は連結路に向けて広告物等を表示し、又は設置することが明らかな場合ロ 一の項の(一)から(四)までに規定する道路に接する敷地内において自家広告物等(使用する色(無彩色を除く。))が五色以内であり、かつ、一面当たりの写真の面積が当該写真が表示されている一面の表示面積の二分の一以内であるものに限る。)を表示し、又は設置する場合ハ 一の項の(五)から(七)までに規定する道路又は連結路に接する敷地内において、自家広告物等を表示し、 |

二 又は設置する場合  
 一の項の(五)から(七)までに規定する道路又は連結路に向けて案内誘導広告物(施設その他の場所への誘導を目的として、道路の分岐点若しくは交差点(以下「交差点等」という。))又は敷地への入口等の付近において施設又は場所の名称(商標等を含む。)、方向及び距離を表示するものをいう。以下同じ。)(建築広告物であるものに限る。)を表示し、又は設置する場合(複数の施設又は場所を集合して表示し、又は設置する場合に限る。)

(二) 許可個別基準の特例  
 (一)の表下欄イの場合

| 電光掲示板等       | 建築物敷地及び建築物敷地 | 道路及び沿線 | 道路の沿線  | 突出広告物  | 壁面広告物  |        | 屋上広告物  | 区分     | 特例基準   |
|--------------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|              |              |        |        |        | 自家広告物等 | 積      |        |        |        |
| 建築物敷地及び建築物敷地 | 自家広告物等       | 自家広告物等 | 自家広告物等 | 自家広告物等 | 自家広告物等 | 自家広告物等 | 自家広告物等 | 自家広告物等 | 自家広告物等 |
| 建築物敷地        | 自家広告物等       | 自家広告物等 | 自家広告物等 | 自家広告物等 | 自家広告物等 | 自家広告物等 | 自家広告物等 | 自家広告物等 | 自家広告物等 |

| 広告物等の種類 | ハ (一)の表下欄ハの場合           |                         |                         |                         | 区分                       | 特例基準 |
|---------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|------|
|         | アドバルーン                  | アーチ広告物                  | 電光掲示板等                  | 建築物敷地及び道路の沿線に建植するもの     |                          |      |
|         | 自家広告物等                  | 自家広告物等                  | 自家広告物等                  | 自家広告物等                  | 自家広告物等<br>自家広告物等及び高さの広告物 | 特例基準 |
|         | 自家広告物等を表示し、又は設置してはならない。 | 自家広告物等を表示し、又は設置してはならない。 | 自家広告物等を表示し、又は設置してはならない。 | 自家広告物等を表示し、又は設置してはならない。 | 自家広告物等を表示し、又は設置してはならない。  | 特例基準 |

| 広告物等の種類 | ロ (一)の表下欄ロの場合           |                         |                         | 区分                      | 特例基準                     |      |
|---------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|------|
|         | アドバルーン                  | アーチ広告物                  | 建築物敷地及び道路の沿線に建植するもの     |                         |                          |      |
|         | 自家広告物等及び自家広告物等以外        | 自家広告物等及び自家広告物等以外        | 自家広告物等                  | 自家広告物等                  | 自家広告物等<br>自家広告物等及び高さの広告物 | 特例基準 |
|         | 自家広告物等を表示し、又は設置してはならない。 | 自家広告物等を表示し、又は設置してはならない。 | 自家広告物等を表示し、又は設置してはならない。 | 自家広告物等を表示し、又は設置してはならない。 | 自家広告物等を表示し、又は設置してはならない。  | 特例基準 |

| 表示内容                                                                    | 積表示面                                     |                                                                                    | 高さ                                                 | 区分                      | 特例基準   |        |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------|--------|--------|
|                                                                         | 縦                                        | 横                                                                                  |                                                    |                         |        |        |
| 一 案内先の名称及び方向並びに案内先までの距離を表示したものであること。<br>二 横書きとすること。<br>三 案内先の名称は、看板の最上部 | 一 縦一・二五メートル、横二メートル<br>二 縦一・六五メートル、横二メートル | 一 一の施設又は場所につき一面<br>三・三平方メートル以下、かつ、合計十平方メートル以下<br>二 一の施設又は場所につき表示することができる看板は、一つとする。 | 一 上端の高さは、道路面から三・九メートル以下<br>二 下端の高さは、道路面から一・二メートル以上 | 案内誘導物<br>案内誘導物<br>案内誘導物 | 自家広告物等 | 自家広告物等 |

| アドバルーン                  | アーチ広告物                  | 建築物敷地及び道路の沿線に建植するもの     | ニ (一)の表下欄ニの場合           |                         | 区分                       | 特例基準 |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|------|
|                         |                         |                         | 道路及び鉄道沿線の案内誘導物          | 道路の沿線に建植するもの            |                          |      |
| 自家広告物等                  | 自家広告物等                  | 自家広告物等                  | 自家広告物等                  | 自家広告物等                  | 自家広告物等<br>自家広告物等及び高さの広告物 | 特例基準 |
| 自家広告物等を表示し、又は設置してはならない。 | 自家広告物等を表示し、又は設置してはならない。 | 自家広告物等を表示し、又は設置してはならない。 | 自家広告物等を表示し、又は設置してはならない。 | 自家広告物等を表示し、又は設置してはならない。 | 自家広告物等を表示し、又は設置してはならない。  | 特例基準 |

|                              |                  |                  |                  |                                                                                |                                                                              |                    |                                  |                                             |
|------------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------------------|---------------------------------------------|
| 道路の沿線<br>を利用する<br>案内広告物<br>等 |                  | 案内図版             |                  | 案内図版とは、別表第二備考第一号に規定する案内図版をいう。                                                  | 広告物の高さ<br>上端の地上からの高さは、五メートル以下                                                | 表示面積<br>十五平方メートル以下 | 表示方法<br>道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと。 | 案内誘導<br>案内誘導広告物とは、別表第二備考第二号に規定する案内誘導広告物をいう。 |
|                              |                  | 案内図版             |                  |                                                                                |                                                                              |                    |                                  |                                             |
| の<br>色                       | 支<br>柱<br>の<br>色 | 文<br>字<br>の<br>色 | 下<br>地<br>の<br>色 | 日本工業規格のZ八七二一に定める色相、明度及び彩度の値(以下「マンセル値」という。)が10R2/2、5G2/2、5RP2/2又はN2・5である色であること。 | 一 案内先の名称及び方向の文字の色は、マンセル値がN9・5以上であること。<br>二 案内先までの距離の文字の色は、マンセル値がN7・5の色であること。 | マンセル値がN1・5の色であること。 | マンセル値がN8以下の色であること。               |                                             |

別表第二備考を次のように改める。  
 備考 案内図版とは、公衆の利便を図るために、地図、路線図又は鳥かん図を表示するものをいう。  
 別表第五中「第十六条」の下に、「第二十条」を加える。  
 別表第七の二の項の表中

を

改め、同表三の項を削る。  
 附 則  
 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

|                              |        |        |        |                                                                    |                                                                    |                    |                                  |                                          |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------------------|------------------------------------------|
| 道路の沿線<br>を利用する<br>案内広告物<br>等 |        | 案内図版   |        | 案内図版とは、別表第二備考に規定する案内図版をいう。                                         | 広告物の高さ<br>上端の地上からの高さは、五メートル以下                                      | 表示面積<br>十五平方メートル以下 | 表示方法<br>道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと。 | 案内誘導<br>案内誘導しようとする目的の地からの直線距離は、十キロメートル以下 |
|                              |        | 案内図版   |        |                                                                    |                                                                    |                    |                                  |                                          |
| 個<br>数                       | 個<br>数 | 個<br>数 | 個<br>数 | 一 案内誘導しようとする目的の地からの直線距離は、十キロメートル以下<br>二 一つの交差点等の付近において一目的の地につき三個以下 | 一 案内誘導しようとする目的の地からの直線距離は、十キロメートル以下<br>二 一つの交差点等の付近において一目的の地につき三個以下 |                    |                                  |                                          |

に

## ■ 告 示

### ◎群馬県告示第302号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成30年11月2日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 藤岡市東平井字時沢1467番の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

### ◎群馬県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月2日

群馬県知事 大澤 正 明

| 道路の種類 | 路線名    | 区 間                                          | 変更の前後別 | 敷地の幅員メートル | 延長メートル |
|-------|--------|----------------------------------------------|--------|-----------|--------|
| 県道    | 中之条草津線 | 吾妻郡中之条町大字上沢渡字湯原225番の8地先から同郡同町大字同字同225番の1地先まで | 前      | 7.1～8.5   | 34.6   |
|       |        |                                              | 後      | 8.5～8.6   | 34.6   |

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成30年11月2日

群馬県立小児医療センター院長 外 松 学

### 1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 生体情報モニタリングシステム 一式（メーカー保証期間を除く2年間の保守を含む。）
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月31日（日）
- (4) 納入場所 群馬県立小児医療センター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成30年11月22日（木）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年12月7日（金）午後5時までに、資格者名簿の登載を確認し、群馬県立小児医療センター事務局経営課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。
- (9) 当該調達物品について、納入実績があること。
- (10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒377-8577 群馬県渋川市北橘町下箱田779番地 群馬県立小児医療センター事務局経営課 太田知幸 電話0279-52-3551
- (2) 入札説明書の交付方法 平成30年11月2日（金）から同月26日（月）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成30年12月7日（金）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成30年11月30日（金）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条

第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「生体情報モニタリングシステム入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年12月14日(金)午前11時 群馬県立小児医療センター2階 研修会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月13日(木)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立小児医療センター院長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「生体情報モニタリングシステム入札書在中」と朱書きすること。)

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Manabu Sotomatsu, Director of the Gunma Children's Medical Center

(2) Nature and quantity of the services to be required: Patient Monitoring System, 1 set (includes a 2-year maintenance warranty in addition to manufacturer's guarantee)

(3) Delivery period: by March 31, 2019

(4) Delivery place: Gunma Children's Medical Center

(5) Dates of issue for tender documents: Bidding explanation handbooks may be obtained from Friday, November 2, 2018 through Monday, November 26, 2018, from 9:00 a.m. to 12:00 a.m. and from 1:00 p.m. to 5:00 p.m., at the location noted below (8)

(6) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Friday, November 30, 2018 at 5:00 p.m.

(7) Time-limit for tender: Friday, December 14, 2018 at 11:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by Thursday, December 13, 2018 at 5:00 p.m.)

(8) Contact point for the notice: Tomoyuki Ota, Management Office of the Gunma Children's Medical Center, 779 Shimohakoda, Hokkitsu-machi, Shibukawa-shi, Gunma-ken, 377-8577, Japan, TEL 0279-52-3551 (Japanese language only)



## ■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

平成30年11月2日

群馬県中央児童相談所長 松 場 敬 一

- 1 落札に係る特定役務の名称 群馬県中央児童相談所児童一時保護所等調理業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県中央児童相談所企画調整係 群馬県前橋市野中町360番地1
- 3 落札者を決定した日 平成30年8月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社シー・アンド・エス 群馬県渋川市赤城町勝保沢732番地3
- 5 落札金額 48,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年7月13日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111